

浄化槽法に基づく 検査と調査研究事業



検査の概要

浄化槽の検査には、浄化槽の使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月の間に受けなければならない**浄化槽法第7条に基づく検査**と、その後毎年1回受けなければならない**同法第11条に基づく検査**があります。当協会は、福岡県知事が指定する指定検査機関として、北九州市・大牟田市を除く県域でこれらの検査を実施しております。また、**福岡県浄化槽法施行細則第10条に基づく浄化槽放流水の水質検査**も実施しています。



浄化槽の設置場所での検査



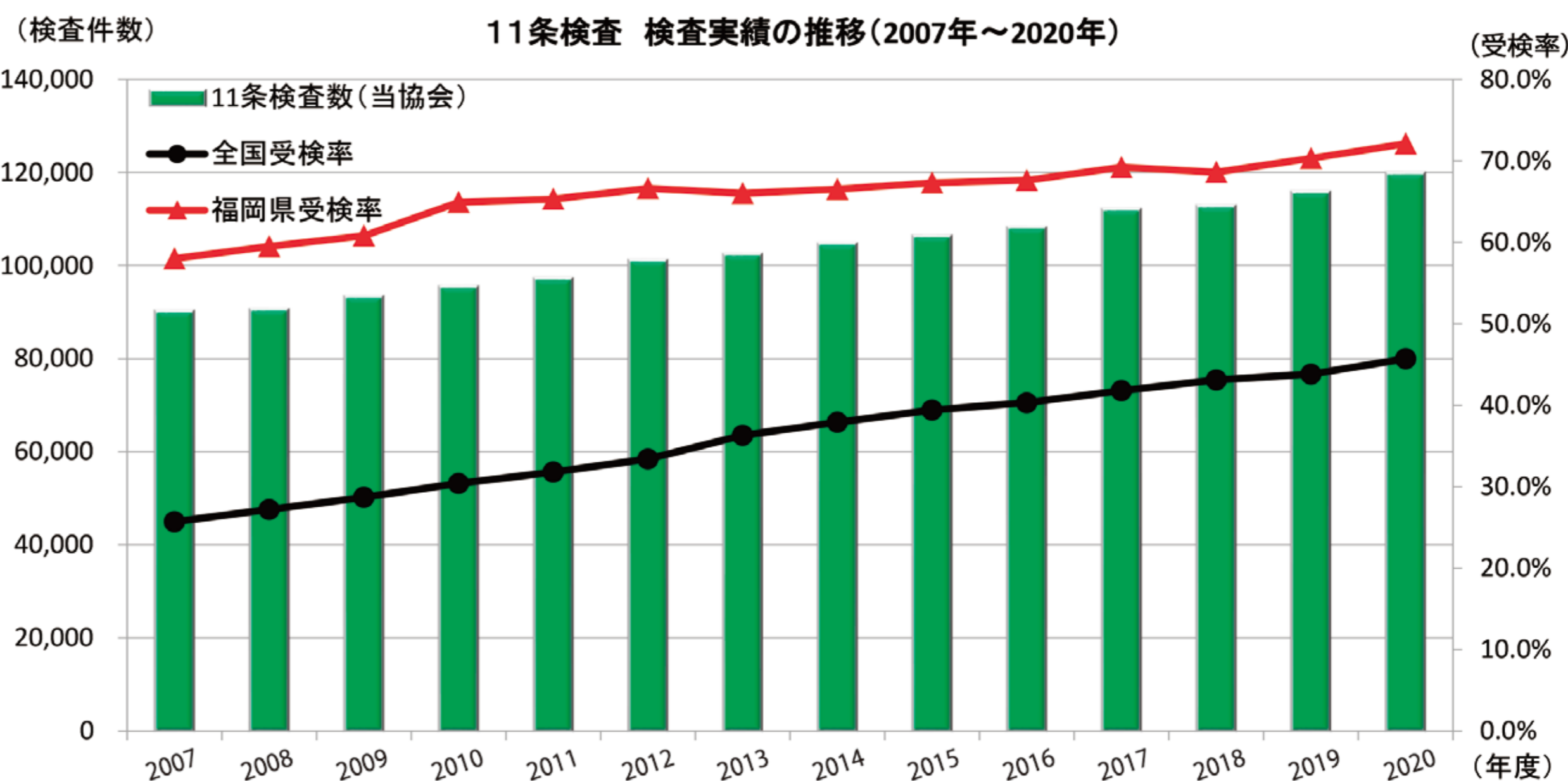
分析室内での浄化槽放流水の水質検査



BOD自動測定装置

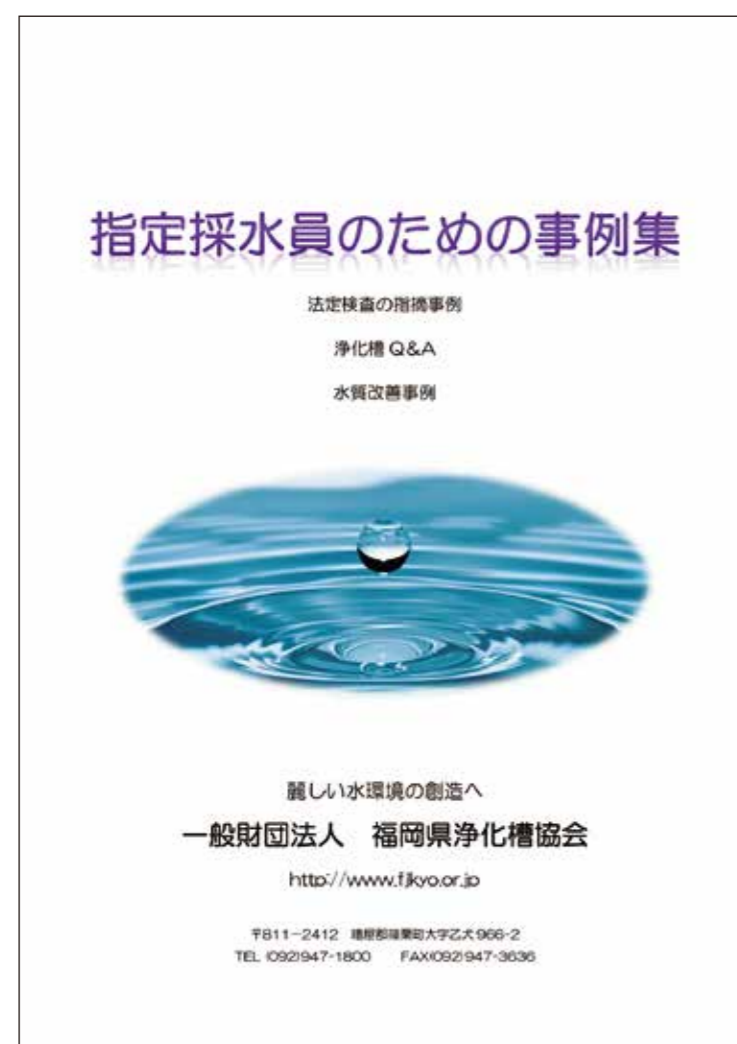
11条検査件数の推移

2007年度から2020年度までの検査実績の推移をグラフで示しました。効率化検査「福岡方式」の導入、合併処理浄化槽の設置基数の増加、行政・保守点検事業者・指定検査機関の連携した取組みにより、11条検査基数・受検率ともに年々増加しています。



調査研究・研修・地球環境問題への貢献

BOD超過原因調査と水質改善事例集



2013年度から、処理機能が低下している浄化槽の原因を当協会職員が調査しています。そこで得られた水質改善事例をはじめ、浄化槽の維持管理に役立つ内容をまとめた水質改善事例集を発行し、関係事業者の方々に活用していただいています。(協会HPにも掲載)

全国浄化槽技術研究集会等での研究成果の発表



浄化槽の法定検査等から得られた知見を基に、浄化槽に関連する調査・研究並びに関係業界に対する技術支援を行っています。また、有益な知見が得られた場合は、公益財団法人日本環境整備教育センターが開催する「全国浄化槽技術研究集会」等で、研究成果を発表しています。

福岡県浄化槽管理士研修・指定採水員指定講習会

福岡県・政令市の指定を受け、改正浄化槽法に基づく「福岡県浄化槽管理士研修」を2020年度から開催しています。また、効率化11条検査「福岡方式」における指定採水員を対象とした指定講習会を毎年度開催しています。



浄化槽システムの脱炭素化推進事業

環境省では、浄化槽分野の脱炭素化の推進に向けて既設の中・大型合併処理浄化槽を対象に、最新型の高効率機器への改修や省エネ型浄化槽への交換、再生可能エネルギー設備の導入を支援する補助制度を設けており、当協会は交付申請書の受付窓口となっています。

